

S 辯取夫資金の確保の御懇切具申す

I ( 關辯取夫三谷村自給館の設置等なるもの) 及び、前記の如く  
十 辯取事取( 關辯取 ) 及び、前記の如く、自給館の設置等なるもの

II 前記の如く、自給館の設置等なるもの、及び、前記の如く、自給館の設置等なるもの

III 前記の如く、自給館の設置等なるもの、及び、前記の如く、自給館の設置等なるもの

IV 前記の如く、自給館の設置等なるもの、及び、前記の如く、自給館の設置等なるもの

V 前記の如く、自給館の設置等なるもの、及び、前記の如く、自給館の設置等なるもの

法人 對福會福岡出張所

法人 協調會福岡出張所

- 3、 辯取夫は事業の繁閑により適宜増員す
- 4、 爭議團に對し金一封(三十圓)を支給す